

敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県が実施する社員ファースト企業宣言を行った敦賀市内の中小企業者の「今後の取組項目」に掲げた事業の促進を図ることで、人材確保に繋がる魅力的な職場環境の整備等を支援するにあたり、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 社員ファースト企業宣言 福井県が実施している社員ファースト企業宣言のことをいう。

(補助事業者)

第3条 この補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 社員ファースト企業宣言を行った事業者又は第9条に定める本事業の実績報告までに社員ファースト企業宣言を行う事業者で、福井県ホームページでその事実が確認できるもの。
- (2) 敦賀市内に本社又は事業所を有する中小企業者
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 事業所及び代表者に市税の滞納がないこと。
- (5) 補助対象事業について敦賀市ホームページで紹介することを了承すること。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、次に掲げるものとし、詳細は別表に定めるとおりとする。

- (1) 働きやすい職場環境づくりに関する事業
- (2) テレワーク制度の導入に関する事業

2 補助対象経費については別表に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき3年度に1回限りとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支内訳書（様式第1号別紙2）
- (3) 社員ファースト企業宣言書の写し
- (4) 事業の実施内容が分かる資料
- (5) 補助対象経費の内容及び金額が確認できる書類
- (6) 補助対象事業者の納税証明書（申請年度において敦賀市競争入札参加資格（委任を含む。）を有している場合は省略可。）

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金変更承認通知書（様式第4号。以下「変更承認通知書」という。）による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第5号別紙）
- （2） 経費の支払いを証する書類
- （3） 補助事業の内容が確認できる書類等（事業実施後の状況が分かるもの。テレワーク制度の導入に関する事業においては、設備の導入状況及び導入後1ヶ月分のテレワーク実績の分かるもの。）

（補助金等の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付確定額と交付決定額に差が生じたときは、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「交付確定通知書」という。）にて、その額を補助事業者に通知するものとする。

（報告）

第11条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者から申請書の提出がされた場合、福井県に報告し、第5条第2項の補助金交付予定を確認するものとする。

（調査）

第12条 市長は、必要があるときは補助事業者その他に必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

（交付決定等の取消し等）

第13条 市長は、前条の規定による調査等を行い、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1） 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- （2） 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市人材確保のための企業の魅力UP応援補助金請求書（様式第7号）に交付決定通知書、変更承認通知書及び交付確定通知書のう

ち、既に通知を受けたものの写しを添付して市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表(第4条及び第5条関係)

(1) 働きやすい職場環境づくりに関する事業

補助対象事業	福井県社員ファースト企業宣言において「今後の取組項目」に掲げた事業であり、働きやすい職場環境づくり等により人材確保につながると認められる事業であること。ただし、新たに実施する事業に限る。 【社員ファースト企業今後の取組項目】 (1) 仕事との両立支援 (2) 働き方の改善 (3) 誰もが働きやすい職場づくり (4) 職場環境改善 (5) 人材育成・キャリアアップ (6) 賃金の引き上げ (7) ウェルビーイングの向上 (8) その他の取組み
補助対象経費	福井県社員ファースト企業宣言の「今後の取組み」に掲げた事業の実施に係る費用 ・ 謝礼、委託料、備品購入費、工事費等 (対象外経費) ・ 事業所、システム等の維持管理費 ・ 食糧費、遊興費 ・ 旅費 ・ 賃上げ及び福利厚生原資となる費用 ・ その他事業に適さないと認められる費用
補助限度額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。 ただし、福井県の社員ファースト企業補助金と併用する場合は、25万円を限度とする。

(2) テレワーク制度の導入に関する事業

補助対象事業	福井県社員ファースト企業宣言の「今後の取組項目」にテレワークの導入を掲げた事業者が行う、テレワーク制度を新たに導入する際に必要となる情報通信機器の整備事業。ただし、導入後労働者に週間平均1日以上テレワークで1ヶ月以上勤務させる事業に限る。
補助対象経費	労働者がテレワークを実施する際に、労働者の自宅又はサテライトオフィスにおいて使用するデスクトップパソコン、ノートパソコン及び必要な付属機器の購入費用。 ただし、1台あたり消費税込30万円未満の機器であること。
補助限度額	次のいずれかの低い額 (1) 15万円/1事業者 (2) 5万円×テレワーク実施対象労働者数 ただし、福井県の社員ファースト企業補助金と併用する場合は、次のいずれかの低い額 (1) 7万5千円/1事業者 (2) 2万5千円×テレワーク実施対象労働者数

